

学校法人新潟青陵学園役員等の報酬等の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人新潟青陵学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第41条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報 酬)

第3条 常勤の役員に対する報酬月額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

3 特別の任務を委嘱された非常勤の役員等については、理事会の議を経て、前項の報酬額に一定額を加給して支給することができる。

(賞 与)

第4条 常勤の役員には、報酬のほか賞与を支給する。

2 賞与の額は、別表第3のとおりとする。

(退職慰労金)

第5条 役員等が退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の金額は、任期1期につき次のとおりとする。

- (1) 非常勤の理事の職務にあった者 300,000 円
- (2) 非常勤の監事の職務にあった者 300,000 円
- (3) 上記以外の役員等 支給しない

3 学園に対する功績が顕著な者に対しては、理事会の議決を経て、退職慰労金総額を超えない範囲の金額を加算して支給することができる。

4 役員が他の役員の任期を引き継いだ場合および任期の途中で退任した場合においては、1年単位の年割で計算する。

5 専任教職員として勤務する者が理事長または常務理事となり、理事長または常務理事として学園を退職する場合の退職慰労金の金額は、第2項から第4項によらず、理事長または常務理事を退任した日のその者の報酬月額を基に、新潟青陵大学大学院・

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部定年及び退職金に関する規程に基づき計算し、支給する。

(費 用)

第6条 非常勤の役員等には、新潟青陵大学旅費規程に基づいて、旅費を支給する。ただし、理事会・評議員会及び本学で開催される会議への出席に係る費用弁償の額は1回に付き10,000円とする。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

これに伴い、学校法人新潟青陵学園役員報酬及び費用弁償に関する規程並びに学校法人新潟青陵学園役員退職金支給規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、2024年7月1日より施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

常勤の役員等の報酬月額

常勤の役員等	報酬（月額）
理事長	国家公務員指定職俸給表第 5 号の金額
常務理事	国家公務員指定職俸給表第 2 号の金額
上記以外の常勤の役員等	支給しない

（備 考）

- 専任教職員理事が理事長または常務理事となった場合、報酬の支払方法及び支払時期は、新潟青陵大学給与規程を準用する。
- 特別の事由がある者については、理事会で定める。

別表第 2（第 3 条第 2 項関係）

非常勤の役員等の報酬額

非常勤の役員等	報酬
理事	年額 300,000円
監事	年額 300,000円
評議員	支給しない

（備 考）

- 報酬は、年 2 期に分けて、9 月 21 日及び 3 月 21 日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。
- 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 特別の事由がある者については、理事会で定める。

別表第 3（第 4 条第 2 項関係）

常勤の役員の賞与

6 月の賞与	報酬月額× 1 か月分
1 2 月の賞与	報酬月額× 2 か月分

（備 考）

- 賞与は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在任する常勤の役員に支給する。
- 賞与は、支給月の末日までに支給する。
- 特別の事由がある者については、理事会で定める。